

廿日市商工会議所後援等名義の使用の承認に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公共団体、民間団体等（以下「主催団体」という。）の主催する記念事業、博覧会、見本市、展示会、講演会等（以下「開催事業」という。）に関する廿日市商工会議所の後援、協賛その他これに準ずるものの名義（以下「後援等名義」という。）の使用の承認について必要な事項を定めるものとする。

(主催団体の承認基準)

第2条 主催団体については、次の各号のいずれかに該当するもののほかは、後援等名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) その他公益色の濃い事業を行う団体であつて会頭が適当であると認めるもの

(開催事業の承認基準)

第3条 開催事業については、次に掲げる要件をすべて満たしているもののほかは、後援等名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 商工業の改善発達又は地域の振興に寄与するもので、公益性のあるものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 特定の個人又は法人の利益を目的としないものであること。
- (4) 特定の政党の宣伝等に供しないものであること。

(承認申請手続)

第4条 後援等名義の使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請し、会頭の承認を受けなければならない。ただし、添付書類については、会頭が不要と認めるときは、省略することができる。

- (1) 主催団体の存在を明らかにする書類
- (2) 主催団体の役員その他開催事業関係者の住所及び身分等を明らかにする書類
- (3) 開催事業の目的及びその計画を明らかにする書類（予算書を含む。）
- (4) その他会頭が必要と認める書類

(承認等の通知)

第5条 後援等名義の使用の承認又は不承認についての申請者に対する通知は、後援等名義使用承認書（様式第2号）又は後援等名義使用不承認書（様式第3号）を送付して行う。

(承認の期間)

第6条 後援等名義の使用の承認の期間は、承認の日から当該開催事業の終了の日までとし、長期にわたるものは、6月を限度とする。ただし、引き続き申請のある場合又は開催事業の性質上やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

(計画変更等の届出)

第7条 後援等名義の使用の承認を受けた者(以下「名義使用者」という。)は、事業計画その他当該承認に係る事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 会頭は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 名義使用者がこの規程に違反したとき。
- (2) 名義使用者が偽りその他の不正の手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき。
- (3) その他会頭が当該後援等名義の使用の継続を不適當であると認めるとき。

(開催事業終了の報告)

第9条 名義使用者は、後援等名義の使用に係る開催事業が終了したときは、その結果について報告書を提出しなければならない。

(経費等の負担)

第10条 廿日市商工会議所は、後援等名義の使用の承認に係る開催事業に対し事業実施に係る経費又は人的役務を負担しない。ただし、会頭が必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、後援等名義の使用に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行する。
2. 第4条(承認申請手続)様式(第4条関係)の改正は、平成23年7月4日から施行する